

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

- 北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則【環境局環境監視部環境監視課】 3

◇ 告 示

- 徴収事務の委託【保健福祉局健康医療部夜間・休日急患センター】 4

◇ 公 告

- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】 5

◇ 上下水道局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局総務経営部営業課】 6
- 特定調達契約の相手方の決定【上下水道局総務経営部営業課】 10

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正に伴い、1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の適用期間を延長した上で、当該基準を強化することにした。

この規則は、平成30年5月25日から施行することにした。

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第31号

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年北九州市規則第24号）の一部を次のように改正する。

付則別表の1，4-ジオキサン（単位 1リットルにつきミリグラム）の項中「6」を「3」に、「平成30年5月24日」を「平成33年5月24日」に改める。

付 則

この規則は、平成30年5月25日から施行する。